

議案第151号

川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市入江崎余 熱利用プール 川崎市川崎区塩 浜3丁目24番12 号	東京都渋谷区 道玄坂1丁目 21番2号	東急スポーツオアシス・東急 コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社 東急スポーツオア シス 代表取締役 平塚 秀昭 構成員 株式会社 東急コミュニテ ィー 代表取締役 雑賀 克英	平成30年4月1日 から 平成35年3月31日 まで

参考資料

東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体の概要

代表者 株式会社 東急スポーツオアシス

設立 昭和60年10月24日

資本の額 1億円

従業員数 324人

目的 次の事業を営むことを目的とする。

(1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託

(2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託

ア 喫茶店・レストランの経営

イ スポーツ用品店の経営

ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営

エ 酒・煙草の販売

オ エステティックサロンの経営

カ 整骨院、鍼灸マッサージ院の経営

キ 警備の請負及びその保障に関する事業

(3) 一般旅行業

(4) インターネット・カタログ等による通信販売

(5) 食料品・健康器具及び健康に関する書籍等の販売

(6) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務

事業実績 (1) 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理業務

(2) 川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理業務

構 成 員	株式会社 東急コミュニティー
設 立	昭和45年4月8日
資本の額	16億5,380万円
従業員数	7,542人
目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及び斡旋 (3) その他
事業実績	(1) 川崎市市民ミュージアムの指定管理業務 (2) 川崎市とどろきアリーナの指定管理業務